竹中恵美子先生と仲間たち:経済学と出会うとき

Toward the Decent Work: Takenaka Emiko's Studies on the Gender in Paid and Unpaid Works

松野尾裕

- I はじめに 経済学を人間の学問に
- Ⅱ 理論と運動と
 - 1. 労働組合婦人部運動
 - 2. 男女同一価値労働同一賃金原則
 - 3. 男女賃金差別裁判闘争
- Ⅲ アンペイド・ワークとペイド・ワーク
 - 1. 家事労働 (人間の生産=再生産)
 - 2. ワークシェアリング
 - 3.「男性稼ぎ手モデル」の解体
- Ⅳ むすびーディーセント・ワークへ

I はじめにー経済学を人間の学問に

日本において女性が経済学とどのように出会ったかを探究する「日本における女性と経済学」研究プロジェクト(東京女子大学女性学研究所)の企画により、戦後日本の女性労働研究を推進してこられた竹中恵美子先生(大阪市立大学名誉教授)に、経済学と出会った頃のこと、そしてその後のご研究の歩みについて伺うことになった。2010年11月27日、村松安子氏(東京女子大学名誉教授)と栗田啓子氏(同教授)と私との三人が、

大阪のドーンセンター(大阪府立女性総合センター)に竹中先生を訪ね、昼食を挟んで約5時間にわたり、先生のお話を伺った。この時のインタビューの内容全体は上記研究プロジェクトによって公表される予定である。本稿は、このインタビューに触発されて、『竹中恵美子が語る 労働とジェンダー』(2004年刊)と『竹中恵美子の女性労働研究50年 理論と運動の交流はどう紡がれたか』(2009年刊)を読みながら記した抜き書きをもとにしてまとめた、女性が経済学と出会う場面についての一覚書である(以下、敬称略)。

*

竹中恵美子は、1929年に岐阜県大垣市に生まれた(1)。1946年に岐阜県立大垣高等女学校を卒業し、大阪府女子専門学校(のち大阪女子大学を経て現大阪府立大学)の経済科に入学した(2)。高等女学校で公民の教師から河上肇の『貧乏物語』の話を聴いたことが、竹中に経済学への関心を持つきっかけをつくった。「軍国少女であった私の人生を変える僥倖というべきであった」と竹中は述べている(3)。河上肇は京都帝国大学において明治末期から大正・昭和前期まで活躍した日本を

⁽¹⁾ 以下, 竹中恵美子の経歴については, 竹中恵美子・ 関西女の労働問題研究会『竹中恵美子の女性労働研究 50年-理論と運動の交流はどう紡がれたかー』ドメス 出版, 2009年所収の「竹中恵美子 略年譜」を参照。

⁽²⁾ 大阪府女子専門学校は、1924 (大正13) 年に創立した。公立の女子専門学校としては、1923年創立の福岡

県立女子専門学校(1925年に福岡県女子専門学校と改称)に次いで2番目である。経済科は1944年に文部省の指示により、英文学科を廃して新設された(1学年定員40人)。『大阪女子大学70年の歩み』110頁を参照。

⁽³⁾ 竹中恵美子・関西女の労働問題研究会『竹中恵美子 の女性労働研究50年』第 I 部, 11頁。

代表する経済学者である。人道主義的な立場から 貧困問題を論じた『貧乏物語』(1917年刊)は, 大阪朝日新聞に連載された論稿が本として纏められたもので,多くの読者を得た,河上肇の代表的 著作である⁽⁴⁾。河上は1946年1月30日に京都の 自宅で死去した。そのことは新聞各紙で報じられたから,おそらく大垣高等女学校の公民の教師は そのことを生徒たちに語るなかで,『貧乏物語』 に話が及んだのであろう。

大阪府女子専門学校に入学した竹中恵美子は、学校の授業よりも、社会科学研究会で近隣の男子校の学生たちと議論を交わしたことが大きな刺戟となったようだ。1947年の朝日新聞社主催「学生討論会」に三人ひと組でチームをつくり参加、近畿代表となって東京大会に出場した。また同年に結成された学生自治会の初代会長に就き、翌1948年に東京で開かれた全国学生自治会総連合会(全学連)の結成大会に参加したりもした。学内では

こうした社会科学研究サークルの活発な活動や学生運動の高揚があり、さらに学外では、1946年4月に初の女性参政権が行使されて39人の女性議員が誕生し、また敗戦まで非合法化されていた労働組合運動が解放されて勢いを増していた。こうした時代のなかで竹中は経済学を学び始めたのである。1949年3月に竹中は卒業論文「社会主義経済と貨幣」を書いて同校を卒業した(5)。この年の経済科の卒業生は43人である。

竹中恵美子は、同年、大阪商科大学(現大阪市立大学)へ進学した⁽⁶⁾。この時の入学者は男性216人、女性3人である。竹中はこう回想している。「そこで最初に学んだことは、名和統一教授(国際経済学で著名)の、「経済学とは金儲けの学問ではない、経世済民の学である」という言葉。また、イギリスの経済学者アルフレッド・マーシャル(Alfred Marshall)の「経済学を学ぶ者は、すべからくイースト・エンド(ロンドンの貧

- (4) 河上肇『貧乏物語』(1917年刊) 岩波文庫所収。河上肇は,人道主義的な経済学からやがてマルクス主義経済学へと研究を進めた。そのことが原因となって1928(昭和3)年に京都帝国大学を辞職。その後はマルクスの経済学の研究に没頭したが,治安維持法違反により1933年1月に下獄。37年6月に出獄した後は京都の自宅で晩年を過ごした。住谷悦治『河上肇』新装版,吉川弘文館,1986年,杉原四郎『旅人河上肇』岩波書店,1996年を参照。治安維持法は、国体の変革,私有財産制度の否認を目的とする結社活動や個人的行為に対する罰則を定めた法律。主に共産主義運動を弾圧するために用いられ,言論・思想の自由を蹂躙した。1925(大正14)年に公布,28(昭和3)年に改正,41年に全面改正,45年に廃止された。奥平康弘『治安維持法小史』岩波現代文庫,2006年を参照。
- (5) 大阪女子大学附属図書館編『大阪府女子専門学校卒業論文目録』217頁。ちなみに経済科の卒業生数は、1947年3月が26人、48年3月が35人、49年3月が43人、50年3月が37人、51年2月が20人である。同書、15頁を参照。経済科の第1期生として1947年3月に卒業した月山みね子が当時を回想して次のように書いている。「めでたく入学して、気がついたことはクラスの全てが経済科を第一志望にしていたわけではないということと英文学科の名称が変わり大阪市立大学〔ママ〕から多くの先生がこられたが、英文学科の先生も
- バンサイド(英人)先生をはじめとして残っておられた。英語を主体とした経済科のように思えた。先生方の語学力もすばらしいものがあった。アダム・スミスの国富論、マルサスの人口論、マルクスの資本論、簿記、日本国憲法、日本経済史など私たちに事実を単眼ではなく複眼で見ることを先生は教えてくださった。戦中も戦後も諸先生の休講や遅刻はなかった。戦時中に失われた時間を取り戻すかのようにみえたのである。私たちは卒業前に全国の新設の経済科の学生達に文部省が行ったテストで一位の成績をとって、諸先生にとても喜んでいただいたのは諸先生に対するささやかなご恩返し……」同書、10~11頁。
- (6) 大阪商科大学は、1928(昭和3)年に日本で最初の市立大学として創立した。1949年に大阪商科大学、大阪市立都島工業専門学校、大阪市立女子専門学校を母体として、商学部、経済学部、法文学部、理工学部、家政学部の5学部から成る大阪市立大学が創立した。大阪商科大学の最後の学長・大阪市立大学初代総長(のち学長と改称)は恒藤恭(在任 1946年~1957年)、大阪市立大学経済学部の初代学部長は福井孝治(同1949年4月~52年3月)、二代が名和統一(同52年4月~54年3月)である。『マーキュリーの翼 大阪市立大学経済学部50周年記念誌』1999年、123~124、233頁を参照。

民街)に行け」、つまり、「経済学を学ぶ者に必要なのは、〈冷静な頭脳と温かい心情(Cool Head but Warm Heart)〉である」という言葉であった。これらは砂地に水が浸み込むように私の心をとらえた」⁽⁷⁾。名和統一は、1943年から45年の間に治安維持法違反により大阪商科大学の学生・教員の多数が検挙・拘置された事件-「大阪商大事件」-の犠牲者のひとりであり⁽⁸⁾、45年10月に釈放された後、大学に復帰していた。

1952年に竹中恵美子は大阪商科大学を卒業。卒業論文は「男女賃金格差と男女同一労働同一賃金原則についての一考察」である⁽⁹⁾。そして同年,竹中は大阪市立大学経済学部に助手として採用され,研究者としての道を歩み始めることとなった。1957年に講師に就任した。大阪市立大学経済学部50周年記念誌に収められている座談会の記録のなかで,竹中は次のように語っている。

「――竹中先生が旧制商大を卒業され、市大経済学部の助手として残られたのは何年でしたか? そのころの学園の様子や学生気質辺りからおはなしをうかがいたいのですが……。

竹中 1952年9月に経済学部助手に採用されました。名和ゼミの出身で、22歳でした。学生と接したのは55年頃、もう〔校舎は〕杉本町に戻っていました。担当は外書講読でしたが、学生さんたちとあまり歳が違わないものですから、「何だこんな若い女性が…」というような目をされ、教壇に上がるのにドギマギしたことを覚えています(笑い)。経済学部では、当時の学生のほとんどが男性で、女性はほんの1~2人、その後もせいぜい数人という時代でした。後に私が学部長になった86年頃には、定員180人中20%位まで女性が占めるようになりましたが、それがピークじゃ

ないでしょうか。ちょうど, 男女雇用機会均等法 が施行された年でした。

――学生の様子はどうでしたか?

竹中 時代,時代で変わりますね。そう,60年 安保の前後までの学生は,市大経済学部で「マル経」をやろうといったある種のイメージを持っていたし,目的意識があって入学してきた様子でした。当時の暮らしは貧しかったでしょうが,社会問題に対する関心や政治意識が高く,社会病理を改革しなければ,といった気概にあふれていました。研究資料捜しも今と較べるとなかなか大変でしたが,学内の研究会活動はずいぶん盛んでしたよ。

全共闘運動が始まったころから、学生気質が変わって来ました。特殊な人達を除くと多くの学生は自分の周囲の小さいことにしか関心がなく、みんなと一緒に行動を起こそうといった気概もない。80年代、つまり学歴社会が成熟期に入って以降は、偏差値教育の弊害でしょうが、ただ就職のために必要な単位を取ることに頭が向いているようで、さまざまな社会事象に怒ったり、反応をしない。喜怒哀楽が現れないんです。

若い時期ですから、少々はみ出したり、思い切り純粋に行動しても良いのに、それをしない。私のゼミでも年によって違いますが、まとめ役の学生がいない年のゼミはお通夜のようになってしまう。しかし、リポートを書かせたり、発表させたりするときちんとこなすのです。他人の前で目立つような行動をするのが嫌なのでしょう」(10)。

竹中恵美子の卒業論文は、上述の通り、男女の 賃金格差と同一労働同一賃金をテーマとするもの であった。これは、男女の賃金格差の原因とその 解消を要求する諸説をまとめたものであるが、

⁽⁷⁾ 竹中恵美子・関西女の労働問題研究会『竹中恵美子 の女性労働研究50年』第 I 部, 13頁。

⁽⁸⁾ 上林貞治郎『大阪商大事件の真相 戦時下の大阪市立大で何が起こったか』日本機関誌出版センター, 1986年を参照。

⁽⁹⁾ 竹中恵美子「男女賃金格差と男女同一労働同一賃金 原則についての一考察」大阪市立大学経済研究会『経 済学雑誌』第29巻第3・4号、1953年所収。

^{(10) 『}マーキュリーの翼 大阪市立大学経済学部50周年記 念誌』132~133頁。

1951年にILO(国際労働機関)は第100号条約「男女同一価値労働同一報酬」(Convention concerning Equal Remuneration for Men and Women Workers for Work of Equal Value)を採択しており-日本は1967年に批准-,竹中の問題関心はこのホットなテーマと重なっていた。竹中は、しかし「はじめから女性労働論の研究をめざしたわけではなかった。……4~5年間は研究方向を決めるための模索の時期が続いた」という(11)。経済学部での担当科目を決める際には、「労働経済論」はすでに吉村励が担当しており、「人口論」あるいは「社会保障論」をという話もあったようだが(12)、

「労働市場論」という科目を新設し、それを竹中が担当することとなった。1961年に竹中は社会政策学会で「労働市場と賃金決定-労働市場の構造とその運動」の研究発表(中村=西口俊子と共同)をした(13)。そして、これを基礎にして、翌62年に論文「わが国労働市場における婦人の地位と賃金構造」を著した(14)。これが竹中の女性労働研究のデビュー作である。同年には、西口俊子との共著『女のしごと・女の職場』も刊行した(15)。

竹中恵美子は1955年に姜在彦(カン ジェオン) と結婚し、58年には長男が誕生した。上記の諸著作は、文字通り家庭と職場との両方の仕事でてんてこ舞いの忙しさのなかで仕上げられたのであった。そうした女性労働研究を進めるにあたってとった自身のスタンスについて、竹中はふたつのことを挙げている。すなわち、「一つは、ピラミッドの底辺に研究の軸足を置くこと。二つ目は、ひとつの事象を構成する表と裏、両者を統一的にみる複眼的な視点、女性労働研究に即していえば、

女性労働を日本の労働市場の全体構造の中に位置づけ、男女の相互の関係性の中で分析するという方法論である。そして、そのいずれもが私の生身の生活実践と深く結ぶものでもあった」(16)。そして、竹中は次のようにいう。長くなるが引用したい。

「第一のピラミッドの頂点ではなく底辺に軸足 を置く視点は、私が在日朝鮮人と結婚したことと 関係している。当時は朝鮮人に対する差別意識が 強く、私は親に勘当を申し入れて自分の戸籍をつ くって結婚し、みかん箱を積んで本箱にすると いった生活から出発することになった。結婚=永 久就職とは無縁の出発であり、私にとって、経済 的に自立することは人間としての生活の基本条件 であった。こうした経験が物事を見るときに、ピ ラミッドの頂点ではなく、むしろその底辺を見る という視点を育てたのだと思う。したがって、女 性解放という問題を見る場合も、ピラミッドの頂 点がどんどん伸びることも重要だが、底辺がどう 改革されるのか、エリートの地位の変化よりもマ スである女性の地位がどう変わっていくのか、が きわめて重要だと考えるようになった。この研究 視点は、ともあれ今日まで一貫して引き継がれて きた私のバックボーンでもある。

同時に、この底辺からの視点は、女性研究者としてスタートした頃の生活体験とも深い関わりをもっている。研究生活に入りやがて結婚生活を経験することになるが、なぜ女性であるということで家事労働をしなければならないのか、いったい女性にとって家事労働とは何なのかということを

⁽¹¹⁾ 竹中恵美子・関西女の労働問題研究会『竹中恵美子の女性労働研究50年』第Ⅰ部,13頁。

^{(12) 2010}年11月27日に行った竹中恵美子へのインタビューのなかでの発言による。

^{(13) 「}労働市場と賃金決定 I - 労働市場の構造とその運動」社会政策学会編『労働市場と賃金(社会政策学会年報第10集)』有斐閣,1961年所収,竹中恵美子『現代労働市場の理論』日本評論社,1969年再収。

⁽¹⁴⁾ 竹中恵美子「わが国労働市場における婦人の地位と

賃金構造」大阪市立大学経済学部『経済学年報』第15 集,1962年所収,同,同上書,再収。

⁽¹⁵⁾ 竹中恵美子・西口俊子『女のしごと・女の職場』三 ー書房,1962年,原ひろ子監修/藤原千賀・武見李子 編『戦後女性労働基本文献集』第9巻,日本図書セン ター,2006年再収。

⁽¹⁶⁾ 竹中恵美子・関西女の労働問題研究会『竹中恵美子の女性労働研究50年』第Ⅰ部,13頁。

真剣に考えるようになった。とくに、子どもがで きてからは研究時間が細切れになり、細切れの研 究時間を寄せ集めたからといって研究ができるわ けではない。結局、自分の睡眠時間を削るよりほ かない。こうして結婚生活の中で男性と女性との いろいろな意識の葛藤も経験し、いったい、性役 割分業とは誰のためにあるのかを考えざるをえな かった。そして、そうした性別役割を当然と考え る社会通念、それを形づくっている社会の仕組 み、あるいは構造に目を向けざるをえなかったの だと思う。このように、研究生活を始めるととも に, 研究者であると同時に一人の働く女性として 問題を見てゆくことを余儀なくされた。これが、 これまで欠落してきた女性の経験を理論化するこ とこそ、女性労働研究の課題だと考えることに なった一因でもあろう。

二つ目の視点、本質を明らかにするには、物事 を表裏一体として見ること、女性労働は男性労働 との相互関係の中でとらえるべきだという観点 は、当時の労働問題研究の学会動向に触発されて いる。私が研究者としての道を歩み始めたときの 社会政策学会は、男性の視点が主流を占めてい た。労働統計を見ても、ほとんど代表されている のは男性の統計であり、それに並ぶ女性の統計は きわめて少ないのが実情であった。また、日本の 労使関係の特質を語る場合には、三種の神器とし て、終身雇用・年功賃金・企業別組合を論ずるの が通常であった。確かに、これは日本の特質には 違いないが、年功制度や年功賃金、終身雇用と いっても (これも、男性一般ではなく大企業の正 規労働者の特徴に過ぎないものであるが). こう した労働のあり方は、必ずその一方で、それに伴 う非正規労働力がセットになっている。にもかか わらず、非正規労働者の主流をなしてきた女性労 働者はほとんど、それを語るときに消去されてし まっている。あるいは、もし語るとしても、きわ めて副次的にしか語られない。そういう説明の仕 方に疑問をもった。

そもそも分析する場合には、必ず表があれば裏があるというふうに、双方をトータルにとらえていく必要がある。日本の労使関係についても、そうした複眼的な見方をしなければ、真の実像は洋かび上がってこない。こうした思いが、日本的労使関係のもつ、もう一つの側面を支えた女性労働研究に入ってゆくきっかけとなった(この点で、後に批判の対象となった私の「女子労働の特殊理論」は、男性労働を一般とみたて、女性労働をそれからの乖離として見る視点とはまったく異なる一後に詳述)。男女労働者をトータルにとらえたで、その両者の組み合わせのパターンを規定してきたものが何なのか、それこそが私の女性労働分析の基本視点である」(17)。

竹中恵美子にとって、河上肇の『貧乏物語』や 名和統一の語る言葉から学びたいと思った経済学 は、ヒューマニズムにあふれた、経世済民の学問 であるはずなのである。しかしながら、現実の経 済学の諸説は圧倒的に「男性の論理」に貫かれた ものだということに気づかされもした。竹中は、 女性の経験を労働分析のなかに導き入れることに よって、経済学を真の人間の学問に革新する道を 歩み始めたのであった。

Ⅱ 理論と運動と

1. 労働組合婦人部運動

竹中恵美子と西口俊子との共著『女のしごと・女の職場』(1962年刊)は、女性たちの働く現場を丹念に取材したうえで女性の仕事の現実とその意味することを、各種の統計・調査資料、労働組合の機関紙、新聞記事などを用いてわかりやすく説いた新書版の書物である(18)。戦後日本社会の女性の職場は確かに、かつてのような「女工哀史」的なイメージで捉えることはできないが(19)

⁽¹⁷⁾ 同上書, 13~15頁。

だからといって、民主主義社会にふさわしい男女 平等の職場になったかといえば、それはまったく そうではなかったのである。経済成長の好景気の なかで労働力が不足していた企業、とりわけ大企業は、女性の、特に若い女性の労働力を必要としていた。例えば、本書の「W 現代の合理化と婦人労働」(竹中執筆)には、松下電器産業(現パナソニック)の高槻工場で働く大勢の女性工員たちの仕事に取り組む姿が描かれているが、そうした職場の女性たちを目の当たりにして竹中は、

「戦後の民主主義教育をうけた若い彼女たちは働く意欲にもえて社会に巣立ってくる。だがその夢と期待とはたちまち冷たい現実のなかで凍りついてしまう。職場で彼女たちを待ちうけているのは、労働のよろこびではなくてきびしさであり、いわれのない男女差別である。そしてむしろ戦後のいちじるしい婦人労働の発展と、現在のように若い労働力の不足が叫ばれるときにこそ、婦人労働問題の本質がよりはっきりと浮かびでているといえよう」。「婦人労働者の実態をみていくと、なんとしても、労働者の女としての側面を買われているのだということを痛切に感じないわけにはいかない」と記したのである⁽²⁰⁾。

『女のしごと・女の職場』は竹中恵美子にとっ

て記念すべき最初の著書であるが、それは、研究 書として学界における評価を得たということにと どまらず、様々な仕事の現場で働く女性たちに受 け入れられた本であるという点を特に強調した い。

伍賀偕子が、竹中の女性労働研究と主に大阪の 労働組合を拠点とした女性労働運動との関わりに ついて長文の論稿を著しており⁽²¹⁾、その中に、 松下電器産業ラジオ事業部で働いていた杉浦 = 鈴 木美枝子がこの本に出会い、そしてそれが彼女の その後の人生をどのように決定づけたかを、後年 (2006年)の本人の回想を要約するかたちで記述 している。その箇所を引用する。

「この本が出された1962年は、私が松下労組中央本部婦人部長になった年である。右も左もわからない中で、はじめてこの本と出会ったのである。

1957年7月,私は17歳で,松下電器ラジオ事業部に臨時工として採用された。女性労働の花形が繊維産業から電機産業に軸が移りつつある時代で,東南アジア向けのトランジスターラジオが秒単位で生産され,広い2階のフロアーに100mのベルトコンベアーが4本稼働していて、向かい

⁽¹⁸⁾ 本書の研究史的意義について、山田和代は、「高度経済成長期前半の女性労働力の編成を取り上げた当時としては数少ない研究書である本書からは、その後の女性労働研究や、日本的雇用制度と男女の労働力編成に言及するジェンダー研究の広がりを展望することができる」と述べている。前掲『戦後女性労働基本文献集』中の『別冊 戦後女性労働基本文献集 解説・解題』77~81頁を参照。

⁽¹⁹⁾ 細井和喜蔵『女工哀史』(1925年刊) 岩波文庫所収。 『女工哀史』は大正期の紡績工場で働いていた女性たちの労働と生活の記録である。大河内一男は、同書について、「著者は男性ではあったが女工の労働生活やものの考え方を、女工の立場で、その身になって、書いている。……著者の労働者としての生活経験にもとづいて書かれた工場労働に対する劇(はげ)しいプロテストであり、また労働生活の間をぬって綴られた工場生活に関する厖大な、生(な)まの生活記録である。本書を貫いて脈うっている工場労働の邪悪に対する著

者のヒューメーンな抗議こそ、『女工哀史』を働く人々の愛読書たらしめたものである」と書いている。大河内一男「解説」『女工哀史』岩波文庫、1980年所収、422~423頁。

⁽²⁰⁾ 竹中恵美子・西口俊子『女のしごと・女の職場』三 一書房版、12頁、14~15頁。

⁽²¹⁾ 伍賀偕子「女性労働運動・女性運動との関わり」竹中恵美子・関西女の労働問題研究会『竹中恵美子の女性労働研究50年』第II 部所収。伍賀偕子は、大阪総評(日本労働組合総評議会大阪地方評議会、1951年結成・1989年解散)の婦人部運動を担った人たちが中心となって1977年に結成された関西婦人労働問題研究会の創立に参加し、事務局長に就任、同研究会が1992年に関西女の労働問題研究会に改称されると共に研究会代表に就き、現在に至る。竹中恵美子は、1977年の創立時から同研究会の顧問を務めている。同書、256、260~261頁を参照。

合って仕事をしていたからおおむね800人の若い 女性が働いていた。名前を覚える頃になると、い つの間にか居なくなる。ほとんどが結婚で辞めて しまうが、1万5,000人の女性のほとんどがこん な仕事だから、辞めてもすぐ代わりが入ってくる (「寿退職」という退職金の割増し制度があっ た)。一緒に入った臨時工は翌年の不況風であっ さり首を切られたが、なぜか私は切られずに、1 年後には本社員になった。電機産業の大合理化の 真っ只中に立っていたのである。

私も 入社当時は結婚するまでの腰掛的仕事と いう軽い気持ちだった。ところが組合活動に推挙 され、4年間のラジオ支部婦人部長を経て、1962 年にはオール松下(本部)の婦人部長(2代目) におしあげられるなかで、女は男に養われ、従属 物になっていいの、という疑問が本気で湧いてき たのが、この本に出会ってからといっても過言で はない。女である前に、ひとりの人間として自立 するというのはどういうことなん? 生理的違い を別にしたら、男も人間、女も人間、何で男は外 に出て働き、家族を養う義務があり、責任がある の? そして女は家に居て、子どもを産み育児を し、家庭に責任をもたねばならないの? 誰がそ んなことを決めたの? という疑問に的確に応え てくれたのが本書だった。私は夢中で読み、周り を見回してみると、雇用のされ方、勤続の短さ、 仕事の仕方、昇進の仕方、等々、一生を通じて仕 事をし続けることの難しさに大きな衝撃を受け た。これでは一人前の人間とは言われへん、男女 差別ではないか、ということに気づいたのであ る。ここから労働組合の女性役員の役割みたいな ものが見えてきた。この本をみんなに読んでもら おうから始まり、500人の職場委員全員に配布 し、どこの職場でも読まれて、松下労組婦人月間 (9~10月)の締めくくりに、「女性が働き続け るために」と題して、共著者の西口俊子先生に講 演をしてもらった。

松下労組は秋に労働協約改定闘争に取り組んで いたが、婦人部が創設されて、最初に取り上げた 要求は、「寿退職」の結婚・出産優遇措置をやめ、 勤続年数に見合った男女同一の退職金制度への移 行. 臨時工制度の見直し (=一定月数を経過する と退職の意思がないものと判断し、積極的に本社 員登用に道をつける)、産前産後休暇を18週に、 1時間の育児時間を45分×2回になどであり、大 きく前進した。これがやればできるの自信にな り、婦人部の結束は大きくなった。そして、当時 公立保育所が一つもなかった門真市(松下電器の 本拠地で居住者も一番多い)に、公立保育所をつ くる要求を掲げ、門真市や寝屋川市で地域共闘の ようなものをつくり、昼休み門真市役所前に500 人の女性が座り込み、仕事を終えた後は戸別訪問 をして署名を集めて、市役所裏の本町に第1号の 公立保育所が誕生した | (22)。

2. 男女同一価値労働同一賃金原則

男女賃金差別撤廃という課題が、竹中恵美子を 労働組合運動と結びつけた。戦後日本の労働組合 の賃金引上げ闘争は、1954年暮れから始まったベ ース・アップ(平均賃金の引き上げ)を柱とする いわゆる「春闘」方式であった。これは、企業別 に組織された労働組合が連帯して賃上げの統一目 標を定めた上で、一定の時期に集中して各企業で の労使交渉を行うものであり、賃上げの「社会的 相場」を示すことで未組織労働者を含む社会全体 に効果を及ぼすことをねらったものであった。

機に、杉浦は翌66年に松下電器を退職し、全電通(全 国電気通信労働組合、日本電信電話公社(現NTT・ NTTグループ)の労働組合)近畿地方本部書記に就い て、そこで28年間勤務した。2009年に死去。同書、175 頁を参照。

⁽²²⁾ 同上書第Ⅱ部, 173~175頁。杉浦美枝子は, 松下労組が加盟していた上部組織である大阪総評の婦人部運動にも参加し, 大阪総評婦人部書記長を務めた。1964年にはルーマニアで開催された「婦人労働者の諸問題に関する第2回国際労働組合会議」に代表として派遣された。1965年に松下労組が大阪総評を脱退したのを

竹中は 『月刊 総評』の年1回の臨時号「婦人 問題特集 に3回にわたり、「婦人のしごとと賃 金 | (1965年)、「婦人の低賃金と今日の課題-ウ ーマン・パワー政策及び所得政策に関連して| (1971年). そして「春闘と女の賃金」(1973年) を書いた。さらに『月刊 労働問題』に「個別賃 金要求と賃金闘争」(1973年)を書いた(23)。竹中 は、「春闘」方式に一定の意義があったことを認 めつつも、次のように述べている。「しかし最大 の問題点は、交渉決定の権限が基本的に企業別組 織に委ねられており、春闘方式は、賃金総額(平 均賃金)引き上げ(ベース・アップ)闘争であっ て. 個別労働者の差別賃金を是正するものではな かった。……春闘の課題は一般的なベース・アッ プにとどまることなく、いかに性差別的な賃金決 定の仕組みを変革するかに論究せざるをえなかっ た」(24)。その後、60年代後半から70年代に入ると 賃金闘争はベース・アップ要求から個別賃金要求 へと方針の転換が図られた。それは「各労働者層 の賃金の絶対額について社会的相場を形成す る | (25) として一定の評価を示し得るものでは あったが、しかしそれは年齢別要求という形を とった。ここでも竹中の追求は厳しかった。竹中 は当時執筆した論文を引きながらこう述べる。「私 は、「組合のあるべき賃金要求の視点からすれ ば、当然このような個別賃金要求方式は、あくま で過渡的形態であって、個別企業の枠を超えた。 同一労働同一賃金の貫徹形態である個別賃金要求 へと具体化されなければならない(中略)。それ は職種別・熟練度別賃率の確立しにほかならない と考えた。「もちろんこの過程は決して容易な道

ではない(中略)。しかしこれが労働力の生産過程そのもの(労働力の質的形成=養成とその社会的格づけ)への労働組合の積極的介入が無に等しく,賃金闘争の重要な一つの機能が空洞化してきた以上,いまこそその営為が問われているといってよいであろう」とした」(26)。要するに,年齢別の賃上げ要求は,(男性の)賃金を「家族賃金(家族を養うに足る賃金)」(=「世帯賃金」)と見る発想に基づいていたのである。そのため「男女賃金差別撤廃,同一労働同一賃金要求は,総評組合政策担当者に容易に受け入れられなかった」と竹中はいう(27)。

1951年に採択されたILO100号条約「男女同一 価値労働同一報酬」を日本は1967年にようやく批 准し(発効は68年8月24日). 男女賃金差別問題 をめぐる議論が本格化した。使用者側はこの条約 を同一職種同一賃金と解釈し、女性と男性とで職 種が異なっているのだから男女で賃金が異なるの は当然だと主張しようとした。しかしこの解釈が 誤りであることは一目瞭然である。同一職種では なく「同一価値労働」を行う男女の間で賃金差別 をしてはならないというのがこの条約の意味する ところである。竹中は論文「女子労働者と賃金問 題」(1977年) において、この問題に対する労働 者側の課題を論じた(28)。竹中は、なによりも各 産業に広範に存在する未組織の低賃金労働者に目 を向け、次のように課題を提起した。第一に最低 賃金制の確立を、第二に労働組合の横断的な組織 と運動およびパートタイム労働者の組織化を、第 三に諸個人のライフ・ステージに応じた社会保障 制度の確立を、そして第四に企業内の賃金体系と

⁽²³⁾ 竹中恵美子「婦人のしごとと賃金」労働教育センター『月刊 総評 1965年臨時号〈婦人問題特集〉』1965年所収、同「婦人の低賃金と今日の課題-ウーマンパワー政策及び所得政策に関連して」『月刊 総評1971年臨時号〈婦人問題特集〉』1971年所収、同「春闘と女の賃金」『月刊 総評 1973年臨時号〈婦人問題特集〉』1973年所収。同「個別賃金要求と賃金闘争」『月刊 労働問題』1973年7月号所収、同『増補 現代労働市場の理論』日本評論社、1979年再収。

⁽²⁴⁾ 竹中恵美子・関西女の労働問題研究会『竹中恵美子 の女性労働研究50年』第 I 部, 30~31頁。

⁽²⁵⁾ 同上書. 32頁。

⁽²⁶⁾ 同上書, 33頁。

⁽²⁷⁾ 同上書, 34頁。

⁽²⁸⁾ 竹中恵美子「女子労働者と賃金問題」氏原正治郎他編『講座 現代の賃金4賃金問題の課題』社会思想社, 1977年所収。

労務管理上の男女差別撤廃の職場闘争を。「今日の女子賃金問題は、性差別の実態を集約的に象徴しており、これを解決するためには、たんに男女同一賃金の実現にとどまらず、女子の短期雇用管理を排除し、真の労働権を確立するための社会保障をはじめ、雇用・配置・昇進・職業技術訓練についての、男女の均等待遇の実現など、多面している」(29)。しかしながら、1973年の第一次オイルショック、78年の第二次オイルショックを経て、日本の経済成長は終焉を迎え、労働組合運動の主要テーマは賃上げから雇用確保へと移ってゆき、80年代の社会政策学会は賃金論の「空洞期」となってしまったという。

しかし、竹中はこうもいう。「一言付言したい。 ……70~80年代にかけては、日本の低賃金構造を根本的に変革するための賃金論争が、学会の外で激しくたたかわされていたことである。しかも、そこでの議論はそのまま今日に通底する多くの課題を含んでいたということを銘記すべきであろう」と (30)。

3. 男女賃金差別裁判闘争

「同一価値労働」とは何か。同一価値労働同一 賃金をめぐる議論は、裁判闘争の場で、大きく前 進した。

屋嘉比ふみ子(原告)は、1998年4月に、勤務 先企業の京ガス(被告)を相手に男女のペイ・エ クイティ(Pay Equity)を求める裁判を京都地裁 に提訴した⁽³¹⁾。そして2001年9月に出された同 地裁の一審判決は、「原告と男性監督職の各職務 を、知識・技能、責任、精神的な負担と疲労度を 比較項目として検討すれば、その各職務の価値に

差はない。労働基準法4条違反で違法、女性差別 である」との判断を下し、原告勝訴となった。判 決では、森ます美の「同一価値労働同一賃金原則 の観点から」と題する鑑定意見書が証拠として採 用され、これが上記の判断を導いたのである。裁 判はその後大阪高裁での控訴審を経て、2005年12 月に同裁判所の勧告による和解で決着した。この 裁判の提訴と判決について屋嘉比は次のように述 べている。「事務職(ガス工事の検収・積算)の 私は、提訴当初から職種が異なる(ガス工事)監 督職男性を比較対象にして「職務の価値」に焦点 をあて,同一価値労働同一賃金を追求してきた。 被告は、「比較対象者の男性とは職種が違う」と 主張し続けたが、文書提出命令により賃金台帳が 開示された後は、原告入社以前から「事務限定・ 事務非限定しのコース別管理制度が存在したと主 張を替えた。私の職務はそもそも男性管理職(部 長)の担当業務であったが、被告の主張は、同じ 職務を男性がやれば「基幹労働」 女性が従事す れば「補助労働」として、職務の価値が逆転する という企業社会の矛盾を如実に表していた。その 事実に異議申し立てし続けた私は、同一価値労働 同一賃金原則を日本で初めて「裁判」の俎上に載 せた。「森意見書」は、同一雇用主のもとで就業 する (積算・検収) 事務職と (ガス工事) 監督職 という. 女性と男性の異なる職種の職務分析と職 務評価による賃金是正要求の実践である。京都地 裁の勝利判決は、事務職と監督職の「同一価値労 働」を認定したもので、かつ高裁では一審判決を 踏襲した和解で解決し、日本では立証が困難とい われた同一価値労働同一賃金原則を初めて採用し た歴史的意義があり、その社会的影響と波及効果 は大きい | (32)。

⁽²⁹⁾ 竹中恵美子・関西女の労働問題研究会『竹中恵美子 の女性労働研究50年』第1部、37~40頁。

⁽³⁰⁾ 同上書, 41頁。

⁽³¹⁾ 異なる職種であっても同じ価値をもつ労働に対して は同じ賃金が支払われることを意味する用語として、 ペイ・エクイティ(主にカナダで用いられる), イコ ール・バリュー(Equal Value, 主にイギリス, オー

ストラリア等で用いられる), コンパラブル・ワース (Equal Pay for Worth of Comparable Worth, アメリカで用いられる) がある。同上書, 97頁を参照。

⁽³²⁾ 屋嘉比ふみ子「ペイ・エクイティを女たちの手に」 竹中恵美子・関西女の労働問題研究会『竹中恵美子の 女性労働研究50年』第 II 部所収、237~238頁。

屋嘉比ふみ子は職場での男女差別に対する憤り、ペイ・エクイティの理論との出会い、そしてその実践へ踏み出す意思を固めるに至った思いを率直に語っている。

「京ガスでの男性主導の労働組合による組織的な激しい攻撃の中で、仕事を自らの力で獲得してほぼ完璧に遂行し、代替不可能と管理職一同が認めるまでに精通していた私は、男女差別による賃金格差を「職種の違い」のみで合理化しようとする会社や労働組合の姿勢に納得できず、「仕事・職務」に対する強いこだわりをもち続けた。誰がどのような仕事に従事し、その職務をまっとうするためにどんな要素が必要なのか、職務の価値と賃金との関連を検証することで、会社や労働組合に対して男女差別を追及したかった。1986年建設部に配転されて以来、私はガス工事現場での男性監督職の職務を徹底的に調査した。そのうえで、理論的な裏づけと証明する手段を希求していた。

1980年代後半から90年代には、女性労働研究の 先駆者である竹中恵美子さん(大阪市立大学名誉 教授)の理論や提言に大きな影響を受けた。竹中 さんの著書はもちろん大半読破している。90年に 開催された、関西婦人労働問題研究会主催の「ゼ ミナール『女の労働』」に全回参加し、94年には 京都の「女のフェスティバル」で私とパネル・ディ スカッションされた竹中さんからアメリカのコン パラブル・ワース運動を学んだ。

私はアメリカのペイ・エクイティ運動に強い関心をもち、様々な文献を読んだ。94年に日本ペイ・エクイティ研究会が、カナダ・オンタリオ州のペイ・エクイティ法について調査研究を行い、

『平等へのチャレンジ (96年)』という報告書にまとめ、同時に研究者と商社に働く女性たちが共同で着手した実践研究の成果がWOMEN AND MEN PAY EQUITY (商社における職務の分析とペイ・エクイティ、97年)として出版された。97

年10月、WWN (ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク) 主催の講演会で、この報告書にもとづく森ます美さんの具体的な提起に触れ、私は確信をもって、ペイ・エクイティを活用して裁判する意思を固めた。

竹中さんや森さんたち研究者の理論を現場で実践に移すことが、運動に関与する者としての使命との思いもあったが、シングルマザーとして子どもを育て、職場で過酷な労働に従事しながらの裁判闘争は、まさに身体を張っての壮絶さが伴った。京ガス闘争は、入社当時から最後には激しい倒産争議で解雇されるまで26年間続き、まれに見る苦闘の連続と歴史的な勝利を勝ち取った大変意義深い運動である。厳しい現実に立ち向かいながらも、ポジティブさを喪失することなく最後まで果敢にたたかうことができたのは、全国の運動団体や個人からの絶大な支援の存在はさることながら、研究者の優れた理論による先導だったと心から感謝している [33]。

竹中恵美子は、同一価値労働同一賃金要求の取 り組みの意義を十分に認めた上で、さらに、次の ように課題を示している。すなわち、第一にこれ は、職務内容を比較した上で賃金の相対的水準の 妥当性を判断するものであるから、賃金の絶対的 水準を決定する原則にはなり得ない。「「絶対的な 生活水準の下限 | を規制する運動との結合なしに は意味をもたないことは肝に銘ずべきであろ う」。第二に職務評価が企業内ベースで行われる 限り、企業間・産業間の大きな賃金格差は解消し ない。「今日こそ、企業の枠を超えた職種別の横 断賃率, "労働の社会的格づけ"をめぐる産業別 労使交渉機関の設置などが構想される必要があろ う」。第三に職務評価技法の問題である。「職務評 価の方法、システム、異議申し立てなど、その制 度整備に向けた運動が大きな課題である」。そし て第四に、賃金差別には同一価値労働に対する差

⁽³³⁾ 同上書, 238~239頁。

別賃金と、雇用上の職務分離による昇進・職能教育等の差別とが複合している。「男女賃金格差の解決への道は、賃金と雇用の両側面からの差別是正への課題をもっている」(34)。

Ⅲ アンペイド・ワークとペイド・ワーク

1. 家事労働(人間の生産=再生産)

竹中恵美子の仕事を長い間見てきた伍賀偕子 は、竹中についてこう記す。「「子どもの」乳児期 には授乳しながら学術書を読み、幼児期にはひた すら早く寝てくれることを願い、寝かしつけてか ら自分の睡眠時間を削って研究を続けた。講義で ノートを開くと子どもの落書きが目に飛び込んで きて苦笑するという日々を振り返り、子どもに悪 いことをしたと。……彼女自身の働く女性として の経験を研究対象にし、経済学の領域に"家族" を結びつけ、市場と家族をつなげ、女性労働の ジェンダー分析の草分け的存在として、研究を続 けてきた……。「性役割分担を組み替える社会政 策をもたない限り、実質的な平等はない」という 主張は、男女雇用機会均等法における「"機会の 均等"論の落とし穴」についてや、労基法の保護 規定全廃についての評価に貫かれていて、明快で あるだけでなく, 何よりも現場で苦悩している圧 倒的多数の女性労働者の実態を見据えての提言で ある | (35)。

竹中は家事労働=アンペイド・ワークを大切なものと考えている。家事労働は解体されるべきものではないし、決して安易に市場化(商品化)されてよいものではない。竹中は、家事労働は人間の生産=再生産そのものであって、その重要性を認識し、人間としての生活時間のなかに家事労働を正当に位置づけること、そのために職業労働時

間短縮の制度を設計することが必要なのだと、論文「家事労働の経済的評価」(1976年)において、主張した(36)。このことについて、竹中は次のように述べている。

「拙稿では次のように述べた。「家事労働が女性 の抑圧の物質的基礎であることをやめ、真に創造 的な労働力の再生産としての意味をとり戻すに は、(中略) その手だてとして、家事労働を二つ の領域に分けて考える必要があろう。一つは、家 事労働の中で個人がおこなう、自由で自主的な生 活活動という領域であり、二つは、それとは対照 的に、社会的な共同的労働として、外部化すべき 領域である。第一の領域は、(中略)新しい生活 文化を創造する自由な労働の権利として、生活時 間のなかに位置づける必要がある」と。権利とし て位置づけるということは、この家事労働を社会 的に必要な労働として評価するということにほか ならない。その場合、これが男女両性の権利であ ることはもちろんであるが、その社会的評価方法 は、生活時間確保のための労働時間短縮要求(つ まり、時間の二分法-労働と余暇-から、三分法 - 労働と家事と余暇 - へ) へと具体化されなけれ ばならない」⁽³⁷⁾。

竹中は、上記の論文の後、「労働力再生産の資本主義的性格と家事労働-家事労働をめぐる最近の論争によせて」(1980年)、「家事労働の価値観」(1987年)、「現代家族と家事労働-歴史の流れの中で考える」(1994年)を書き、そして90年代以降の家事労働をめぐる論争を踏まえて、「家事労働論の新段階-アンペイド・ワークとその社会的評価」(1996年)と「家事労働論の現段階-日本における争点とその特質」(2002年)を書い

⁽³⁴⁾ 竹中恵美子・関西女の労働問題研究会『竹中恵美子 の女性労働研究50年』第 I 部, 103~105頁。

⁽³⁵⁾ 伍賀偕子「竹中恵美子への聞き書き 怒りが私の変 革の原動力」竹中恵美子・関西女の労働問題研究会『竹 中恵美子の女性労働研究50年』第Ⅱ部所収253. 255頁。

⁽³⁶⁾ 竹中恵美子「家事労働の経済的評価」『ジュリスト・ 増刊総合特集№3現代の女性-状況と展望』1976年所収、同『戦後女子労働史論』有斐閣、1989年再収。

⁽³⁷⁾ 竹中恵美子・関西女の労働問題研究会『竹中恵美子 の女性労働研究50年』第 I 部, 133頁。

た(38)。

竹中はいう。「私の論じたよりよい生活のため の家事労働時間確保論は、あくまで家事労働社会 化論のコンテクストの中で議論したものであり. 女性役割あるいは内助の功としての家事労働の重 視とは根本的に異なる。「問題は、家事労働自体 が解体すべき対象なのではなく. 家事労働が女性 抑圧の基盤となってきた社会的なありよう. つま りそれが社会的に必要不可欠な労働であるにもか かわらず、見えざる労働としてきた市場と家族へ の労働世界の分裂、しかも見えざる労働を女性役 割としてきた家父長制構造こそが解体すべき対象 なのである。したがって必要なことは 家事労働 を『見えない労働』から『見える労働』へ転換し ていくこと, しかもこの労働を女性役割としてき た構造から解き放つことである…… | と論じた | ر (39)

20世紀の福祉国家の戦略が「完全雇用」とそれにより確保される財源に基づく「社会保障」の充実であったとすれば、そこでいわれる完全雇用はあくまでも男性稼ぎ手についての完全雇用であり、社会保障はそうした男性稼ぎ手を世帯主とする家父長制家族を標準モデルとして設計されたものであった。80年代から90年代にかけて大きく成長したフェミニズム経済学は、このことを経済学者に自覚させ、従来の経済学には家事労働やボランタリー労働を理解する視座が決定的に欠如していることを明らかにしたのである。竹中恵美子は、

論文「新しい労働分析概念と社会システムの再構 築-労働におけるジェンダー・アプローチの現段 階」(2001年)を書き⁽⁴⁰⁾ そのなかで現代フェミ ニズムによって提起された労働分析のための新し い視点を次の5つにまとめて提示している。 すな わち、第一に労働概念にはペイド・ワークだけで なくアンペイド・ワークも含まれること。第二に 「時間利用調査 (time use survey)」において "ペ イド・ワークと余暇"の二分法から"ペイド・ワ ークとアンペイド・ワークと余暇"の三分法への 転換が図られたこと、第三に家事労働とくにケア 労働の性格とその社会化についての議論が深化し "ケアする権利・ケアされる権利"という概念が 提示されたこと、第四にアンペイド・ワークの社 会的評価=社会的市民権(social citizenship, 公的 援助制度に基づく国民の社会保障および社会福祉 に対する権利)の確立と、アンペイド・ワークの ジェンダー・フェア化を目指すこと、そして第五 にグローバル化の進展に伴い家事労働に関して新 たな分業関係の問題(家事労働の底辺労働者への 押し付け)が生まれていること、である(41)。

そして竹中は、次のように述べている。

「1990年代半ば以降は……真の男女平等のためには、PW [ペイド・ワーク] とUW [アンペイド・ワーク] を性に偏りのないように、社会システムを構造調整すべきだとする議論が前面に押し出されることになる。この過程で無償の家事労働

⁽³⁸⁾ 竹中恵美子「労働力再生産の資本主義的性格と家事労働-家事労働をめぐる最近の論争によせて」『経済学雑誌』第81巻第1号,1980年所収,同『戦後女子労働史論』再収,同「家事労働の価値観」簡保資金研究会『かんぽ資金』1987年7月号所収,同書再収,同「現代家族と家事労働一歴史の流れの中で考える」三田市教育委員会編『平成5年度 第5回三田市民大学報告書〈現代家族〉を読む』湊川女子短期大学,1994年所収,同『女性論のフロンティアー平等から衡平へ』創元社,1995年再収。同「家事労働論の新段階-アンペイド・ワークとその社会的評価」西村豁通・竹中恵美子・中西洋編『個人と共同体の社会科学』ミネルヴァ書房,1996年所収,同「家事労働論の現段階-日本に

おける争点とその特質」竹中恵美子・久場嬉子監修『叢書 現代の経済・社会とジェンダー 第1巻 経済学と ジェンダー』明石書店、2002年所収。

⁽³⁹⁾ 竹中恵美子・関西女の労働問題研究会『竹中恵美子 の女性労働研究50年』第1部、134頁。

⁽⁴⁰⁾ 竹中恵美子「新しい労働分析概念と社会システムの 再構築-労働におけるジェンダー・アプローチの現段 階」竹中恵美子・久場嬉子監修『叢書 現代の経済・ 社会とジェンダー 第2巻 労働とジェンダー』明石書 店、2001年所収。

⁽⁴¹⁾ 竹中恵美子・関西女の労働問題研究会『竹中恵美子 の女性労働研究50年』 第 I 部. 112~115頁。

概念は、世界的にもっと多様な形でかつ膨大に存在するUW(自給農業の中の生活維持活動、自営業における家族労働、ボランティア活動など)概念の中に含められ、グローバルな視野でUWと女性との構造的関わりを規定している社会システムそのものを変革する議論へと発展しつつある。

こうして,ジェンダー・アプローチは国民国家 を超える議論を準備してきたといえるであろう | (42)。

2. ワークシェアリング

ワークシェアリングは、日本では、「雇用の維 持・創出を目的として、労働時間の短縮を行うも の」と定義されているが、その実態は労働時間短 縮と賃金カットを組み合わせ、それとリンクさせ て雇用形態の多様化(契約・派遣・パートなど) を進めて、賃金総額の抑制-賃金水準の引き下げ - に利用されている。こうした正規労働者の非正 規労働者化までもが、ワークシェアリングの名で 呼ばれているのである(43)。竹中恵美子は、こう した日本における「"何でもありのワークシェア リング"ともいえる状況」を厳しく批判し、そも そも「シェアすべきワークとは一体何をいうの か、ワークシェアリングが目的とするのは何か、 ジェンダー視点からすると、今日の日本のワーク シェアリング論議の何が問題なのか | と問い (44) 次のように述べている。「すでにワークシェアリ ングが進んでいるヨーロッパの場合はどうなので しょうか? ヨーロッパではオイル・ショック以 降、深刻な失業問題が蔓延し、労働のフレキシビ リティが要求されて労働市場が流動化しました。 しかしそのような中で、人間らしい生活の質の確 保が労働者側から要請され、国連やEUも、男女 平等政策による雇用と, 家族責任における男女の 平等を求めました。それらがワークシェアリング 進展の背景にあり、このことが日本のワークシェアリングとの違いをつくり出している」と (45)。 そこで竹中は、日本でワークシェアリングの手本のようにいわれるオランダのワークシェアリングを取り上げ、その特徴を次のように説明している。

「オランダの場合は、従来の性別分業の社会システムそのものを変革する「生活革命」をビジョンとしているところに特徴があります。すなわち、ペイド・ワークにおける変革だけではなく、ペイド・ワークとアンペイド・ワークをトータルにとらえた改革となっています。これは、性別分業にとらわれない夫婦が、協働で育児と労働を両立させるという、新しい家族システムの創出を意味しています」(46)。

夫婦が協働で職業労働=ペイド・ワークと家事 労働=アンペイド・ワークを両立させるために は、なによりも職業労働時間の弾力化が必要であ る。すなわち、労働者が各自の事情に合わせて職 場でフルタイムで勤務するかパートタイムとする かを自発的に選べる仕組みをつくるということで ある。(従来の稼ぎ手型の) 男性の場合には、労 働時間短縮へと向かうであろう。このためには, もちろん、次のことが前提とならなければならな い。すなわち、「これを実施するためには前提条 件が必要です。それは、雇用と社会保障における パートとフルの均等待遇政策の実施です。これが なければ、パートを普及することが、劣悪な労働 を拡大することになってしまいます。日本ではこ の点が抜け落ちているといわざるをえません。オ ランダ労働連盟 (FNV) も、労働形態を自ら選べ る働き方の自由選択性の確立と、パートとフルの 相互転換の自由を保障するための均等待遇の実現 に力を注ぎました。日本のように、一度パートに

⁽⁴²⁾ 同上書, 117頁。

⁽⁴³⁾ 関西女の労働問題研究会竹中恵美子ゼミ編集委員会 編『竹中恵美子が語る 労働とジェンダー』ドメス出 版,2004年,140~142頁。

⁽⁴⁴⁾ 同上書, 140頁。

⁽⁴⁵⁾ 同上書, 143頁。

⁽⁴⁶⁾ 同上書, 145頁。

変わると二度とフルには戻れないという状況とはまったく異なっています。もう一つは、パートであっても生活が保障されなければならないので、短い労働時間でも人間たるにふさわしい生活を営むことができ、個人の経済的自立が可能な水準に賃金を引き上げることが課題とされました | (47)。

オランダでは、アンペイド・ワークをどのよう に扱うかについての討議の際、4つのシナリオが 描かれたという。すなわち、第一のシナリオは、 男性はフルタイム労働、女性はパート労働という 形のもとで、アンペイド・ワークは女性が担うと いうもの (現状維持型)。第二は、ケア労働(育 児や介護など)のペイド・ワーク化=外部化・有 料化は極力抑えたままで、アンペイド・ワークを 男性・女性で平等に分担するというもの。家庭内 のケアの時間を確保するために女性、男性共に職 業労働時間を制限する必要がある (割当型)。第 三は、ケア労働の一定部分をペイド・ワーク化す ると共に、アンペイド・ワークを男性・女性で平 等に分担するというもの (結合型)。第四は、ケ ア労働は極力ペイド・ワーク化し, 女性, 男性共 にフルタイム労働に従事するというもの(外部契 約型)(48)。

オランダが選択したのは、第三のシナリオ「結合型(Combination)」である。男性も女性も、事情に応じてパートタイムで働き(フルタイムへの復帰が可能)、家事労働を分担し、必要があれば有料のケア・サービスを利用する。男女が共にペイド・ワークとアンペイド・ワークを担う「時間

配分の機会均等モデル」である。こうしてオランダでは、育児期の夫婦がともにパートタイム労働の場合には、「週4日就労(29~32時間)・週休3日」を目指すこととし、フルタイムとパートタイムの間での差別のない均等待遇、高水準の最低賃金制度、有給の両親休暇制度、公的保育所の増設等の政策が着実に進められた⁽⁴⁹⁾。

竹中は, オランダでのワークシェアリング政策 を考察し, こう主張する。

「ワークシェアリングは、あたかも失業問題の処方箋のように考えられがちですが、本来のワークシェアリングの理念は、働き方の自由・生き方の自由を高めることにあります。……効率至上主義の経済は、働く自由を拡大するのではなく、働まり、時間が雇い主のコントロールのもとに、の動き者からどんどん奪われていく過程だったといえます。人々は生活に必要な時間を削り取られ、金銭を稼げない人がさらに貧しい状態にこかれてきたことは翻弄されてきたといえます(ましてや、金銭を稼げない人がさらに貧しい状態にこかれてきたことはいうまでもありません)が、このように商品の奴隷になることが果たして本当にあかなのか、という問いが発せられるようになったのではないでしょうか。

その意味でワークシェアリングは、20世紀の経済効率至上主義への反省から生まれた主張だったといってよいでしょう」⁽⁵⁰⁾。

⁽⁴⁷⁾ 同上書, 145~146頁。

⁽⁴⁸⁾ 同上書, 148頁。

⁽⁴⁹⁾ 同上書,148,151頁。オランダ政府が1996年に「結合型」を労働・社会保障政策のガイドラインにして掲げた施策は次の8項目である。

^{1.} フルタイムからパートタイムに移行した場合も 社会的付加給付を存続させる。

^{2.} 週4日就労のパートタイム職務を創出した雇い 主へ助成金を支給する。

^{3.} 有給の育児・看護休暇期間を延長する。

^{4.} 所得税・社会保障における世帯主助成を廃止

し、それに伴う税収分を個人単位で運用する。

^{5. 12}歳児以下の保育施設を2010年までに 2 倍 (12 万1,000カ所) にし、老齢・疾病者のための有料ケア・ホームを年に1.5%ずつ増やす。

^{6.} 単身の親には、保育費に対する課税を控除する。

^{7.} 有料ケアのための費用に対しては所得税を控除する。

^{8.} 無償の家事労働の生産性を高めるための既製品に対しては付加価値税を低くする。

同書,148~149頁。

⁽⁵⁰⁾ 同上書, 152~153頁。

そして続けて、ワークシェアリングを実現する ための課題について、こう主張する。

「ワークシェアリングの本質が. 何よりも時間 を働く者の主体に取り戻すことにあるとすれば、 まずは社会のペイド・ワークとアンペイド・ワー クをトータルにとらえたうえで、これを男女が フェアに担える条件をつくり出すことが不可欠で しょう。なぜなら、性別分業が固定化された社会 では、女性がアンペイド・ワークという私的領域 に囲い込まれることによって、女性の働く自由・ 生き方の自由が大きな制約を受けるばかりでな く. 男性もまた. 生活時間を犠牲にしてでも稼が なければならないことで、過労死社会をつくり出 しているからです。……現在日本で行われている ワークシェアリングは、企業や日本経済にとって の当面の小手先のこととして扱われていますが. いま問われていることは、真のワークシェアリン グを実現させるための基盤整備そのものではない でしょうか | (51)。

3.「男性稼ぎ手モデル」の解体

1979年に国連で「女性差別撤廃条約」が採択されて(1981年発効) - 日本は1985年に批准 - , 女性差別解消のためには固定化した性別分業の社会システム自体の解体が必要であることが広く認められ、そして、それに基づいて1981年にはILO 156号条約「家族的責任条約」が成立し(1983年発効) - 日本は1995年に批准 - , 家庭生活において家族が担うべき責任は男女両性にあることが明確に示された。雇用における男女平等と家族責任の男女平等とは同時に実現されなければならないのである。

これまで企業活動を、とりわけ大企業の活動を 担う労働力は、家事労働(ケア)をしない(しな くてすむ)男性(=ケアレス・マン)の正規雇用 労働力と、家事労働をもっぱら担い、その隙間の 時間を利用して職業労働に出る女性の非正規雇用 労働力とによって構成されてきた。男女の雇用機 会の平等化が、もしもこのようなケアレス・マン を基準にして進められるならば、現状では家事労 働の圧倒的部分を担っている女性は「自発的に」 労働市場から退却せざるを得ず、男女の雇用平等 がまったく実現しないことは明らかである (52)。

男女雇用平等政策をめぐる議論は、今、どのように進んでいるのか。竹中恵美子は、それを3つの論点にまとめている。第一は労働者の標準モデルを世帯単位から個人単位へ、第二は機会の平等から結果の(=実質的)平等の実現へ、そして第三は家事労働の男女共有へ、である⁽⁵³⁾。

労働者の標準モデルを「個人単位 |にするといっ ても、家事労働 (ケア) をどうするのかで政策の 方向は異なってくる。一つの考え方として、ケア をできる限り外部化するという方向がある。外部 化には市場にゆだねる (=商品化) という方法も あれば、公的セクターあるいはNPOのような市民 的互助にゆだねるという方法もあるが、いずれに しても、アンペイドの家事労働を極力削減するこ とが望ましいとするものである。それに対して、 もう一つの考え方として、ケアのための社会的イ ンフラの整備を進めながらも、「自分でケアをす る権利」を保障するという方向がある。竹中は、 後者の考え方を支持している。「人間らしい自由 な生活や働き方の観点から 公的セクターの拡充 とともに、両性にフェアに子育て・介護をする権 利を保障する方向が求められているのではないで しょうか」と(54)。

日本では、1999年6月に男女共同参画社会基本 法が成立し、ようやく「女性差別撤廃条約」の理 念に立って政策課題へ取り組む体制ができた。し かしながら、「男性稼ぎ手モデル」の解体への道 のりはまだ長いといわざるを得ない。とりわけ、 政策論議のなかでアンペイド・ワークの社会化に ついての本格的な議論が回避されてきたため、ペ

⁽⁵¹⁾ 同上書, 153~154頁。

⁽⁵²⁾ 同上書, 174~175頁。

⁽⁵³⁾ 同上書, 175~180頁。

イド・ワークとアンペイド・ワークとのバランス をはかるための社会保障制度の設計が著しく立ち 遅れている。竹中は、「ほど遠いケアの男女個人 単位化」として、次のように述べている。

「ケアの男女共有モデル化については、1980年 代以降も制度・政策上一貫して「夫稼ぎ手モデ ル | が強固に維持されてきた日本では、ケア(保 育であれ看護・介護であれ)は圧倒的に女性役割 として構造化されており、意識のうえでもケアを 男女で共有化できないというのが現状です。…… EUなどの先進例で見られる。男女がそれぞれに 稼ぎ手であると同時にケアの担い手であることを 保障する「ケアの男女個人単位化」には、ほど遠 いといわねばならないでしょう。……日本の男女 雇用平等政策は、理念上ようやく世界の流れのス タート・ラインに立ったに過ぎません。いかに内 実を持った政策に具体化できるかは、日本の福祉 国家をいかに構築していくのか、政治・経済体制 のありようとも深く関わっているといわねばなら ないでしょう」⁽⁵⁵⁾。

№ むすびーディーセント・ワークへ

1999年、ILOの事務総長ファン・ソマビアは、 21世紀の目標として「ディーセント・ワーク (decent work)」を提唱した。これは「権利が保 障され、十分な収入を得、適切な社会的保護のあ る生産的な仕事」と訳された。伍賀偕子はこれを 「人間としての尊厳が保障される生活と働き方」 と言い換えている(56)。そして、こう語る。

「2002年に開講した竹中恵美子ゼミ「労働とジェンダー」でも、当時書かれた論文でも、20世紀のレイバリズム(労働主義)を超えて、ディーセント・ワークをめざす社会的システムと道すじが明確に語られた。

私たち働く女たちは、「結婚しても子どもを産んでも働き続けられる権利を」のスローガンから、「男女ともに人間らしい労働と生活を」を主張してきた。それでも、現実には、ケア・ワークは「労働の障壁」だった。

――それは経済至上主義に立つレイバリズム (労働主義) であって、ケアすることとケアを受けることとは、人間のアイデンティティの一部であって、それを可能にする社会システムの変革が必要、ケア・ワークはディーセント・ワーク戦略の不可欠な要素である――

このような竹中講義や論文は、私たちの胸にぴたっと響いた | (57)。

われわれもここで、竹中恵美子の講義「労働と ジェンダー」に耳を傾けてみよう。そして、竹中 のメッセージを受けとめたい。

「20世紀を「経済の世紀」と呼んだのは、地球環境学者のエルンスト・ワイツゼッカーですが、この「経済の世紀」は、国民国家を目標として経済をどう運営していくかがもっとも重要であった時代です。要するに20世紀は、国民国家の経済力

⁽⁵⁴⁾ 同上書, 181頁。竹中恵美子は、アマルティア・センのケア労働についての考え方を以下のように要約し、「私もこのセンの考え方に共感する者の一人です」と述べている。「ケア労働とは、献身・責任・協力・感情というような動機と結びついた人間関係的労働であり、自分自身の利害のみに動機づけられて行動するものではなく、利他的要素を持っている。しかも、ケアする労働の中には、人間が持っている潜在的能力を培っていくという主要な側面がある。したがって、ケア労働における人間的側面をネガティブに、た

だ"減らす"方向でのみ把握すべきではない」。同 書,181頁。センの考え方については、アマルティア・ セン/池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検 討-潜在能力と自由』岩波書店,1999年を参照。

⁽⁵⁵⁾ 関西女の労働問題研究会竹中恵美子ゼミ編集委員会編『竹中恵美子が語る 労働とジェンダー』186~187 頁。

⁽⁵⁶⁾⁽⁵⁷⁾ 伍賀偕子「女性労働運動・女性運動との関わり」竹中恵美子・関西女の労働問題研究会『竹中恵美子の女性労働研究50年』第Ⅱ部所収,212頁。

(GNP)をいかに最大限にするかで鎬(しのぎ)を削った世紀であったといってもよいでしょう。こうして、『地球白書』で有名なレスター・R・ブラウンによれば、人類が有史以来1945年までに生産し消費した財の四倍の量を、45年以降の数十年間に、人々は生産・消費したというのです。

.

しかしその結果、人間は本当に豊かになったのでしょうか。それは人間の自然に対する強奪によって、一方では地球環境の破壊をもたらし、他方では、経済効率主義に合致するものとして確立された性別分業の社会システムが、男のステータスは"稼ぎ"だとして、男たちを会社人間へと駆りたてるとともに、女性を家庭と仕事の二重労働を背負う存在へと変え、仕事と介護に疲れはて、子どもを高価な消費財に変える結果になってきたのではないでしょうか。

.

このように資本主義経済活動は、労働者や家族のニーズや欲望を、すべて市場を通した消費財によって賄うという形態で構造化してきたのです。これは "PW [ペイド・ワーク] への守銭奴化"といってもよいでしょう。つまり、人間関係的側面を削り取りながら、労働者と労働の分離が進められてきたともいえます。

.

上述した経済至上主義に立つ20世紀の労働をレイバリズム(labourism)と呼び、これを超えためざすべき21世紀の労働は「ディーセント・ワーク」(decent work)であるべきだとする主張は、いまやILOの政策の基調となってきました。

.

ILOの提唱する「ディーセント・ワーク」とは、「権利が保障され、十分な収入を得、適切な社会的保護のある生産的仕事」ですが、いい換えれば、人間としての尊厳を保って生きられる生活、あるいは働き方ということができるでしょう。この点について、ILOの「社会経済保障プログラム」の責任者ギー・スタンディングは、概略次のように述べています。

20世紀は労働という行為を一つの社会的権利に まで高めた人類史上最初の世紀だった。労働する ことは権利という名において義務となり、賃金を 稼ぐ能力を極大化する方向に進んだ。こうした歴 史的状況の中で、本来ケアを与えることは人間の 条件の価値ある一部であり、ケアを必要とするこ とが人間の条件の一部であるにもかかわらず、む しろ、ケア・ワークが社会的資格を得るための標 準労働量にとっての障害, すなわち 「労働の障 壁 | とみなされるようになった。ケア・ワークと は、「一人ないし複数の他人の身体・精神・発育 に関するニーズの世話をやく仕事 (work)」と定 義できる。この仕事に要求される技術は、これま で適正に認識されることがほとんどなかったが、 相対的に高度な「社会的習熟」が求められ、情緒 的介入も他の多くの仕事に比べてはるかに多く. またストレス度も高い。このような独特な構造を 持つ仕事であることが、この仕事の失費や非効率 を暗に意味している。身近な人たちをケアするこ とは私たちのアイデンティティの一部であり、し たがって、社会的調整のための一連の制度が必要 となることを認識しなければならない。ケアする 権利と必要な場合にケアを受ける権利は、21世紀 の進行につれて進展することになるだろうが、こ の点でILOは先頭に立って働くことができるだろ う。ケア・ワークを行う権利は、ILOの「ディー セント・ワーク|戦略の不可欠な一部であると。

ここには、ILOのめざす「ディーセント・ワーク」が、20世紀のレイバリズムの主張といかなる点で異なるかが端的に示されています。いずれにせよ、21世紀は「ディーセント・ワーク」に向けて、ケアのために社会的資源(時間、貨幣)をどのように配分していくのか、ケアの供給組織としての世帯・市場・国家(政府)をジェンダー平等に向けてどのように再編していくのか、その戦略的な具体化が問われているといえるでしょう。少なくとも、21世紀労働を考えるうえでケア労働は無視できない重要な位置を占めるようになるとともに、ケア不在の「男性稼ぎ手モデル」は超克すべき課題になったといえます。

.

いま一つは、雇用におけるジェンダー平等のための「女性政策の主流化」(gender mainstreaming)こそ、21世紀のもっとも重要な課題であるということです。「ディーセント・ワーク」が男女の自立した個としての社会的権利の保障にあるとすれば、女性の労働と生活との統合に当たっては、いかにして不安定な雇用の拡大といったマイナスの影響を抑え、質的側面の保障を行うか、労働条件の改善や所得の男女間格差の縮小といった均等待遇を保障するかにあるといえます」⁽⁵⁸⁾。

竹中はまた、一人暮らしの高齢者(65歳以上) が急速に増大している一圧倒的に女性が多い一社 会状況に目を向け、高齢女性の貧困化の問題とも かかわらせて、女性の経済的自立が喫緊の課題で あることを論じている。すなわち、「高齢社会の 進展とともに、高齢女性の貧困化が一層浮きぼり になっています。個人所得の平均では、男性303.6 万円に対し、女性は112.4万円。所得のない高齢 者は男性4.4%に対し、女性は16.5%、これが75 歳以上になると、女性は約2割(19.1%)に達し ます。こうした高齢女性の貧困化が、若い時代の 経済的に自立しえない現状と密接に連動している とすれば、なおさら女性の労働権の確立と、女性 の経済的自立を阻む性別分業を超えた新しい社会 システムをどのように創るかは、差し迫った課題 となっているといわざるをえないでしょう」(59)。

こうした竹中恵美子の主張に呼応するようにして立ち上げられたのが「高齢社会をよくする女性の会・大阪」である。この会は1993年に創立した。竹中は1994年から2001年までの7年間、この会の代表を務めている。同会の運営委員を務める山田芳子(元同会副代表)は、竹中と出会った頃のことをこう回想している。

「私はきわめて平凡に主婦生活を送り、きちんとした専門のテーマをもつ大学教授とは、なんら接点もないはずであった。きっかけは1975年の国際婦人年であり、女性運動の大きなうねりをもたらした「国際女性の10年」である。全世界の女性の心を動かした地位向上への希求は、世界から国へ、地方自治体へと広がり、連動し、私たちの身近なものになってきた。

1980年,大阪府は女性の地位向上と差別撤廃への第一歩として「女性問題アドバイザー養成講座」を実施した。約60単位におよぶ講座の内容は,府内外の女性の意欲を刺戟し,第1期の受講希望者は定員の10倍に達したと聞いている。私は第2期の養成講座に応募し,10月から翌年3月までの半年間,女性に関して生理,法律,家族の現在,労働環境の問題,経済上の男女の差異など,午前,午後と一日4時間,週2日,多角的に勉強した。問題が多岐にわたること,時間的な制約もある。しかし講師の先生がたの熱心な講義は,女学校卒業以来学問とは無縁の私の眼を開かせ,周囲の状況が違って見えるほどの圧倒的なエネルギーで私に活力を与えた。

その講座で竹中先生を知る機会を得たのだ。もし、あのアドバイザー養成講座がなかったら、竹中先生とは永久に無縁のままであったかもしれない。そう思うと、当時居住していた貝塚から1時間半かけて、上町の婦人会館まで週2回通った頃の決意がうれしく思い出される。

講座を終了後、数人の仲間ともう少し勉強を深めようと、「家族問題研究会」をつくり、周囲の人々からアンケートをとるなど、関心の領域を広げていった。大阪市大の竹中講座へ、もぐりで聴講に行く機会があり、学生に混じり講義を受けもした。社会構造の中でも労働環境における明らかな男女の違い、主婦のアンペイドワーク、経済的構造からくる男女の歴然とした格差など、女性の置かれている状況を理論的に、しかもやさしく講

⁽⁵⁸⁾ 同上書, 194~198頁。

⁽⁵⁹⁾ 同上書, 200~201頁。

義なさる竹中先生の授業は私の心に沁みとおり, いまだにものごとを考えるときの原点になっている」⁽⁶⁰⁾。

竹中恵美子は、講義「労働とジェンダー」を終えて、次のように語っている。「労働問題をジェンダーの視点からとらえるとは、既存の学問体系への挑戦であるということです。……既存の労働経済学は、女性の経験を理論化することのない男性本位の学問として発展してきました。つまり、労働問題をジェンダー視点から分析するということは、市場だけではなく、非市場領域における膨大なアンペイド・ワーク(UW)を視野におさめ、それを男女がフェアに担っていくための理論体系をつくることでもあります。それは決して女性のためだけの理論ではなく、21世紀における男女にとって、人間として尊厳ある生き方(働き方)がいかに可能かを探る理論だということができます」(61)。

私は、竹中恵美子と仲間たちによる著作を読み、そして竹中の話を聴いて、こう思う。女性が経済学と出会うとき――経済学は、「経済人」すなわち「ケア不在の男性稼ぎ手」あるいは「ペイド・ワークへの守銭奴」の手から解放され、人間のための学問として再生する希望が立ち現れるのだ、と。

⁽⁶⁰⁾ 山田芳子「「高齢社会をよくする女性の会・大阪」 と竹中恵美子」同上書第Ⅱ部所収,218~219頁。

⁽⁶¹⁾ 関西女の労働問題研究会竹中恵美子ゼミ編集委員会編『竹中恵美子が語る 労働とジェンダー』 208頁。